

鳥取県告示第 664 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 8 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市菅原字鷹ノ巣247から249まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字船谷265から269まで、270の1、広瀬字西山1309の1

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市菅原字小倉谷3の1、字尻岡309、310、字大平312、313の1、314の1、岩倉字黒松870の2、871、字樫891、字アソ1062から1066まで、字五輪ヶ平ル1080の1、1081から1083まで、富海字蛇バミ955の1、960、字弥平谷990の1、字上大沢995の1、字野目利谷1120の4・葵町字惣田山3435（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3436、3437、3438（次の図に示す部分に限る。）、3439から3441まで、仲ノ町字打吹山3445の1・3445の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3445の3、3445の15、3445の16、瀬崎町3450の1、3451の1、3452の1、3453の1、みどり町3508、3509、3510（次の図に示す部分に限る。）、3511

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

葵町字惣田山3435（次の図に示す部分に限る。）、3436、3437、3438（次の図に示す部分に限る。）、3439から3441まで、仲ノ町字打吹山3445の1・3445の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3445の3、3445の15、3445の16、瀬崎町3450の1、3451の1、3452の1、3453の1、みどり町3508、3509、3510（次の図に示す部分に限る。）、3511

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）